

令和5年度 学生向け奨学金公募一覧(令和4年9月7日現在)

※新着順に掲載。

※支給開始月が令和5年度内の案件を記載。

※揭示及びTEAMS配信用

整理番号	学内募集期限	募集機関・制度名	種別	併給制限	対象学生	募集区分	申請手続き	金額	給付期間	学内推薦上限数
R5-09	令和4年 10/7(金)～10/21(金)	日本学生支援機構 (JASSO) 給付奨学金(予約採用) 予備回	給付 + 授業料 減免	併用可	○学年 本科3年生(令和4年度の学年) <参考> 家計基準 非課税世帯及びそれに準じた世帯 学力基準 給付奨学金案内参照	予約採用 ※1 本件は、高等教育の修学支援新制度(国策)への申込であり、採用された場合には、令和5年度以降の給付奨学金に加え、授業料減免も受けられるものです。 ※2 募集時期は、本予約採用のほか、4年次進級後の「在学採用」もあります。この手続き詳細は、令和5年4月上旬に別途ご案内予定です。	1)学生係から下記書類を受領 1)冊子「給付奨学金案内」 ・確認書(様式) 2)スカラネット申込用「ID」・「パスワード」 3)マイナンバー提出書 2)申込者自身でスカラネット(web)申請 10/7(金)～10/21(金) 3)申込者自身が、マイナンバー関係書類を専用封筒によりJASSOへ直接郵送【スカラネット(web)申請後1週間以内】 4)学生係へ下記書類を提出 10/7(金)～10/21(金) ・確認書(様式) ※スカラネット入力後に発行された受付番号を記入したもの ・その他該当者のみ提出すべき書類 ※「給付奨学金の自宅外月額希望申請書」および「授業料減免に係る申請書」は、予約採用候補者として採用された方のみ、後日、個別にご案内いたします。	世帯の所得金額による 1)第I区分 ○自宅通学17,500円 ○自宅外通学34,200円 2)第II区分 ○自宅通学11,700円 ○自宅外通学22,800円 3)第III区分 ○自宅通学5,900円 ○自宅外通学11,400円 ※詳細は冊子を参照	在籍期間中	なし

※申請書は、下記「請求フォーム」から取り寄せ願います。(請求フォームにより難しい場合は、事務部学生課学生係より窓口受領願います。)



←請求フォームはこちらから

URL: <https://forms.office.com/r/zrt7twU77P>

2023年度に高等専門学校4年次に進級予定又は、大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の奨学金を希望する高等専門学校3年生の皆さんへ

給付奨学金案内

（高等専門学校3年生向け）



- この冊子では、原則として返還が不要な奨学金の制度について、予約採用（進学前の申込み）を前提として説明しています。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込みを行ってください。
また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。

※この冊子では、高等専門学校 4 年次への進級及び大学・短期大学・専修学校（専門課程）への進学を「進学」と表記しています。

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度10月に見直されます。

対象となる進学先

給付奨学金を利用できる進学先は、国又は地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校です。

確認を受けていない学校へ進学した人は、本冊子で案内する給付奨学金の利用はできません。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。

※授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先決定後に進学先の学校に問い合わせてください。

学校からの指示にしたがって申込みましょう

奨学金の申込みには、在学している学校の推薦が必要となるため、申込手続きはすべて学校を通じて行います。学校の指示にしたがって手続きを進めましょう。

マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー提出書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。間違えて学校へ提出しないよう注意しましょう。

【本冊子の用語】

あなた・・・奨学金を申し込む学生本人

JASSO・・・日本学生支援機構

大学等・・・高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程）

※国等から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校とする。

※短期大学には文部科学省令に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科を含む。

スカラネット・・・インターネットで申込情報を入力・送信する申込専用サイト

マイナンバー・・・マイナンバー法（番号利用法）に基づき国民に交付されている個人番号

受付番号・・・スカラネット入力後に発行される16桁の番号

社会的養護を必要とする人・・・満18歳となる日の前日時点で（奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

I 給付奨学金の制度 3~10ページ



給付奨学金の対象となる学校や申込資格など、奨学金を申込むにあたり奨学金の制度などを確認します。

II 申込内容の確認 11~16ページ



申込みにおいて**申請・申告する内容**の説明を読みながら確認し、**太枠内の設問**について**記入・選択**します。

III 必要書類の準備 17~23ページ



申込みに必要な**書類**を用意します。

IV スカラネットにて申込情報の入力 24~27ページ



申込情報をインターネット（「**スカラネット**」）で入力します。
なお、**スカラネット入力後一定期間内であれば、申込内容の訂正を行うことができます。**

V 書類の提出 28ページ



申込情報の入力が完了したら、必要書類を**提出**します。

- **マイナンバー**提出書類 **JASSO**に郵送
- **マイナンバー**提出書類**以外**の書類 **学校**に提出

VI 審査状況・選考結果の確認 29~30ページ



スカラネットにて審査状況や選考結果を確認することができます。
※確認するためには**スカラネット入力時に使用したID・パスワード**が必要です。

VII 進学後の手続き 31~34ページ



進学後に行う手続きについて確認します。

本冊子中の
記号について



：手続き上の注意点です



：記入しましょう



：書類作成・提出に関することです



：スカラネットに関することです

I 給付奨学金の制度

①対象機関（確認大学等）

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）です。ただし、正規の学籍で在籍する場合があります（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

また、専修学校の「一般課程」、「高等課程」及び「附帯教育」の学生は支援の対象とはなりません。



給付奨学金を利用する際は、進学予定の学校が対象となっているか確認しましょう。

◎国又は地方公共団体から確認を受けた学校の一覧
(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



(表内の記号の意味) …… ○：支給対象、×：支給対象外、△：支給対象か否かが進学先ごとに異なる。

学校種別・課程		支給の可否
高等専門学校	4・5年生	○
	専攻科(※1)	△
大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学(※2)	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程(※2)	○
	専攻科(※1)	△
専修学校	別科	×
	専門課程(※3)	○
	通信教育課程(※2)	○

(※1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります(予約採用ではなく在学採用の対象)。

(※2) 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関らず、年に一度、年額が一括支給されます。

(※3) 高等課程、一般課程、附帯教育は対象外です。



海外の大学等は対象外です。

I 給付奨学金の制度

② 申込資格

2023年度に高等専門学校4年次に進級または大学等へ進学する希望を持っていて、次の(1)または(2)のいずれかに該当する人が申し込みます。

- (1) 申込時点で高等専門学校3年生の人
- (2) 高等専門学校3年次を修了後2年以内の人（既に4年次に進級した人は含みません）



外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

- (1) 法定特別永住者(※1)
- (2) 在留資格(※2)が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- (3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

該当する場合、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は在留カード（もしくは特別永住者証明書）のコピーの提出が必要です(※3)。

- (※1) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。
- (※2) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。
- (※3) スカラネット入力時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。なお、「法定特別永住者」及び「永住者」の人は在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。



- ① 上記以外の在留資格の場合（「家族滞在」や「留学」等）は採用されません。
- ② 進学後に申込資格が無いことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

I 給付奨学金の制度

③ 選考基準（学力・家計基準）

奨学金の申込みには学力基準と家計基準、どちらも満たしている必要があります。

1. 学力基準

申込時点で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

- (1) 高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること(※1)
- (2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること(※2)

- (※1) 評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績とします。
- (※2) 学修意欲の確認は、高等専門学校において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。



- ① 採用された場合も、進学後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります(32ページ)。
- ② 学力基準を満たしているかの確認は在籍（卒業）されている学校で行います。

2. 家計基準

あなたとあなたの生計維持者（6ページ）について、次の「収入基準」及び「資産基準」のどちらも該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

（1）収入基準

支援区分	収入基準（※1）
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※2） 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が 100円以上 25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が 25,600円以上 51,300円未満であること

（※1）収入については、2021年（1月～12月）の収入に基づく2022年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。申込後に減収（失業等）があっても状況を鑑みることとはできません。*1

（※2）ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※3）支給額算定基準額*2 = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) *3 (100円未満切り捨て)

★1：申込時の収入等に変更が生じていても、審査には考慮しません。

★2：市町村民税所得割が非課税の人は、（※2）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★3：政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。

収入基準に該当するか調べるには

【進学資金シミュレーターで試算する】

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。



【所得（課税）証明書で調べる】

市町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、より具体的に支給額算定基準額を試算することができます。詳細は、JASSOのホームページをご確認ください。



（2）資産基準

スカラネット入力時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

生計維持者の人数	基準額
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地・建物等の不動産、貯蓄型の生命保険や学資保険は含みません。ただし、満期や解約により現金化した場合には、資産として計上が必要です。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。**家計基準については、あなたと生計維持者の収入をもとに判定します。**以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

より詳しい情報についてはJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



※未成年・成年はスカラネット入力時点でのあなたの年齢によります。

なお、民法の改正により、令和4年4月1日以降は成年年齢が18歳に引き下げられています。

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
2	あなたが成年で、父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
2	あなたが成年で父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。 同居している場合、親権がない方（再婚相手）も生計維持者としての申告が必要です。
IV 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
2	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（主に生計を維持している1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても、どちらか1名となります。
3	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。
4	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）

（注1）生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合や父母以外の方である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

（注2）父母が専業主婦（主夫）、無職無収入であっても生計維持者としての申告が必要です。

⚠️ マイナンバーを提出できない場合

収入基準の審査には、あなたと生計維持者（6 ページ）のマイナンバーを使用するため、JASSO へ提出する必要があります。

（注）個別事情によりマイナンバーを提出できない方は、代わりとなる書類の提出が必要になります。
詳細については、19ページをご確認ください。

【海外居住の方】

2022年1月1日時点で国内に居住していなかった（国内に住民登録がなかった）人は、マイナンバーで必要な情報を取得できないため、代わりとなる書類（19ページ）の提出が必要です。
マイナンバーの提出がない場合、給付奨学金を受け続けるためには、同様の代わりとなる書類を進学後も毎年提出する必要があります（19～23ページ）。

【参考】収入・所得の上限額の目安



表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

（例）会社員

（例）自営業者

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の総収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a) 2人	本人、母（ひとり親）（★）	207	298	373	135	192	245
(b) 3人	本人、母（ひとり親）（★）、 中学生	221	298	373	147	196	250
(c) 4人	本人、親①（★）、親②（無 収入）、中学生	271	303	378	182	212	287
(d) 4人	本人、親①（★）、親②（給 与所得者）、中学生	親①：221 親②：115	親①：242 親②：155	親①：320 親②：155	親①：147 親②：115	親①：148 親②：155	親①：201 親②：155
(e) 5人	本人、親①（★）、親②（パ ート）、大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100

進学前離職の特例措置について

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減収が見込まれる場合は、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。

詳細はJASSOホームページをご覧ください。



1. 一般の課程（通信教育以外の課程）

大学等で給付奨学生として採用され、支給が認められた年月から正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：5ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円



（注）生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※ 「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。



自宅通学・自宅外通学とは

- ・「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により、一時的に別居している場合も自宅通学となります）。
- ・「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下ア～オのいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。
- ・「**自宅外通学**」を選択する場合でも、**当初は自宅通学の支給月額が振り込まれます**。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振込まれます。

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

◆ 「自宅外通学」については、以下の JASSO ホームページも併せて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/zitakugai.html>



※自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額の支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みがなくなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大 1.4 倍を返金していただく場合があります。

2. 通信教育課程

正規の卒業年度まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：5ページ）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設定者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、下表の金額（**年額**）が**原則として年1回**振り込まれます。

区分	（国公立・私立／自宅・自宅外共通）
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円

3. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、**給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。**

この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいますが）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、JASSOにて併給調整を行います。併給調整ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

学校種別 給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等 専門学校 (昼間部)	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円、33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
大学 (昼間部)	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
短期大学 (昼間部)	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
専修学校 (専門課程) (昼間部)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

(注3) 通信教育課程、夜間部（夜夜課程を除く）に進学予定の人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細はJASSOホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

(注4) 上表の貸与月額にかかる機関保証料の目安は、JASSOホームページに2022年4月以降に掲載予定です。



国費による給付金との併給制限

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、あなたが国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給が止まります。

- ※ 教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。詳しくは、文部科学省ホームページ掲載資料（「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」）を参照してください。
- ※ 生計維持者が上記の給付金を受けている場合は、該当しません。



I 給付奨学金の制度

⑤奨学金の支給方法

給付奨学生となるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。進学までに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

【奨学金振込日】

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」（32ページ）の提出時期により異なります。

- ・ 進学前に奨学金が振り込まれることはありません。 進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・ 下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・ 初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。
- ・ 進学届の提出時期については進学先までご確認ください。

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日



奨学金振込口座について

奨学金振込口座の名義人氏名と本人のカナ氏名が同一であることが必要です。

Ⅱ 申込内容の確認

①準備

申込みにおいて申請・申告する内説の説明を読みながら確認し、**太枠内の設問について記入・選択**してください。

1. 期限・提出先の確認

予約採用の申込みは、「**スカラネット（インターネット）での入力**」と「**必要書類の提出**」により行います。それぞれ、**学校が定めた期限（締切）**までに行わなければなりません。

必ず事前にそれぞれの期限について学校に確認し、忘れないよう記入しましょう。

また、**学校に提出する書類の提出先**も併せて確認し、記入しておきましょう。



●スカラネット入力期限		月	日
●JASSOへ郵送する書類 (マイナンバー提出書)	提出期限	受付番号発行後1週間以内	
●学校へ提出する書類 (マイナンバー <u>以外</u> の書類)	提出期限	月	日
	提出先		

2. ID・パスワードの確認

スカラネットにログインするには、**2組のIDとパスワード**が必要です。

- 「申込ID」・「パスワード」
・・・**「マイナンバー提出書」**に記載されています（提出書ごとにちがいます）。
- 「ユーザID」・「パスワード」
・・・**学校から配付**されます（学校ごとにちがいます）。



「マイナンバー提出書」 に記載	申込ID ※1	Y	D	2	2						
	初期パスワード										
	変更後パスワード ※2										
学校から配付される 識別番号	ユーザID										
	パスワード										



スカラネットでの申込後、申込内容や選考結果を確認するためには、これらのIDとパスワードが必要です。

必ず控えておいてください（「マイナンバー提出書」はJASSOに提出します）。

※1：必ずこの「申込ID」が記載された「マイナンバー提出書」を郵送してください。

「申込ID」の異なる「マイナンバー提出書」を郵送いただいた場合には、再提出が必要になります。

※2：変更後のパスワードは、スカラネット初回ログイン時にあなたが**8~16文字の半角英数字**で設定します（25ページ）。

Ⅱ 申込内容の確認

②あなた自身の情報

●あなた（申込みする学生本人）の氏名・生年月日を記入

漢字氏名	姓									名								
カナ氏名	姓									名								
生年月日	(西暦) 年 月 日																	



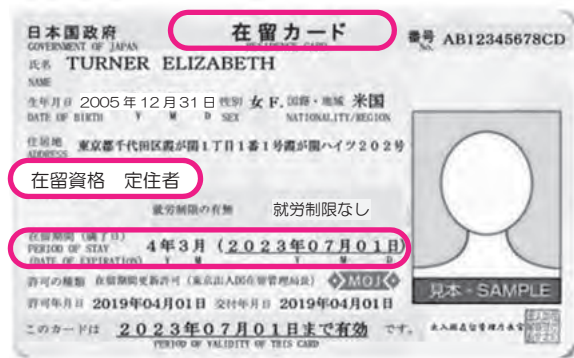
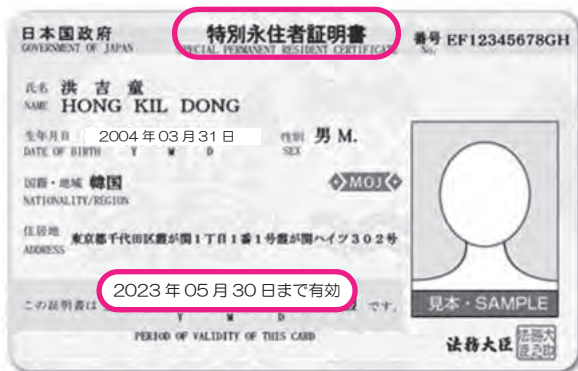
- ①カナ氏名には、「ヲ」は使わず、読み方をあらわす「オ」を記入してください。
- ②氏名が漢字・仮名でない場合、漢字氏名・カナ氏名ともカタカナで記入してください（アルファベット不可）。
- ③ミドルネームがある場合、ミドルネームとファーストネームをつなげて名の欄に記入してください。（漢字は姓・名それぞれ5文字まで、カナは姓・名それぞれ15文字まで、入るところまで記入してください。）
- ④**入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。**正確に記入・入力してください。
- ⑤外国籍の方で通称名にて申込みする場合は、在留カードだけではなく、**住民票にも通称名が記載されていることを必ず確認**してください（住民票に通称名の記載がない場合、通称名での申込みはできません）。

●あなたの国籍・在留資格等を選択・記入、書類提出

国籍	<input type="checkbox"/> 日本国	<input type="checkbox"/> 日本国以外		
在留資格	<input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 特別永住者	<input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等	<input type="checkbox"/> 定住者	
在留期限 (満了日)		(西暦) 年 月 日	(西暦) 年 月 日	
永住の意思			<input type="checkbox"/> はい(あり) <input type="checkbox"/> いいえ(なし)	



- ①在留資格・在留期限は、**在留カード・特別永住者証明書**を見ながら選択・記入してください。
- ②国籍が日本国以外の人、選択した**在留資格の証明書類**の提出が必要です（17ページ【B】）。
なお、選択肢にない在留資格の人や、永住の意思がない定住者の人は申込みできません。
- ③在留期限がスカラネット入力日より前の人、**在留資格更新の申請をしたことを示す書類**の提出が必要です。
- ④在留期限が進学日より前の人、進学時にも在留資格の証明書類（在留期限が進学日以降のもの）の提出が必要です。進学日までに在留資格更新の申請を行い許可されている必要があります。
更新手続きを忘れると、進学後に奨学生に採用されません。



II 申込内容の確認

②あなた自身の情報（続き）

●あなたの性別・連絡先を記入

性別(任意)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女					
現住所	〒			-		都道府県
電話番号	自宅(固定)		-		携帯	



- ① 現住所は、奨学金申込時点で住んでいる住所を記入してください(住民票と一致していなくても構いません)。
 ② 提出いただいたマイナンバー（JASSOに直接郵送）に不備があった場合は、この連絡先に連絡します。間違いの無いように記入しましょう。

●あなたの在籍（卒業）校を記入

学校名			
学科	(下の表の中から当てはまるものを記入)		
クラス	年	組	出席番号
入学年月	(西暦)	年	月



学科について、どの選択肢を記入すればよいか分からない場合は、**学校に確認**してください。

●学科の選択肢

学科	<ul style="list-style-type: none"> ・機械 ・航空 ・商船学 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気電子 ・工業デザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信 ・環境システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物化学 ・建築・環境デザイン学 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建築 ・制御
----	--	--	--	--	--

●JASSOの奨学金の利用経験

日本学生支援機構奨学金の利用経験	<input type="checkbox"/> はい(ある) <input type="checkbox"/> いいえ(ない)
奨学生番号	00・01・02・04・07・ 08・09・10・11・12



都道府県等、JASSO以外の団体が実施している奨学金は除きます。

●希望する奨学金の種類

給付奨学金の申込み	<input type="checkbox"/> 希望します <input type="checkbox"/> 希望しません
-----------	--



給付奨学金の申込みには、「**給付奨学金確認書**」【様式①】の提出が必要です。


Ⅱ 申込内容の確認

③世帯の状況

ここからは、あなたとあなたの家族の状況を確認していきます。

まず、あなたが「社会的養護を必要とする人」(1ページ)に当てはまるかどうかを確認します。該当する人は、1人家族(あなた自身が生計維持者)として扱うとともに、証明書類の提出が必要です。

●社会的養護を必要とする人の確認、書類提出

社会的養護	<p>満18歳となる日の前日時点で(18歳となっていない人は申込時点で)次の施設に入所していた(いる)</p> <p><input type="checkbox"/> はい(「社会的養護を必要とする人」である) ●  「はい」を選んだ人は、以下の「入所施設等」と「入所年月」も選択します。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ(「社会的養護を必要とする人」ではない)</p>
入所施設等	<p><input type="checkbox"/> 児童養護施設入所者等 <input type="checkbox"/> 児童自立支援施設入所者等</p> <p><input type="checkbox"/> 児童心理治療施設入所者等 <input type="checkbox"/> 自立援助ホーム入所者等</p> <p><input type="checkbox"/> 里親に養育されている(いた) <input type="checkbox"/> ファミリーホームで養育されている(いた)</p>
入所年月	<p>(施設に入所した(里親に育てられた)のはいつからか→) (西暦) 年 月</p>



(注意) 社会的養護を必要とする人に該当する場合には証明書類の提出が必要です(17ページ【C】)。

●家族分類チェック表の選択・記入

15ページの【家族分類チェック表】にあなたの家族(同一生計の人)を記入してください。
記入欄の説明は次のとおりです。

「①続柄」欄	<p>・家族の続柄を記入します。続柄は以下から選択して記入してください。 (注1)「本人」、「父」、「母」についてはあらかじめ印字しています。</p> <table border="1"><tr><td>選択肢</td><td>「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄姉」、「弟妹」、「その他」</td></tr></table>	選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄姉」、「弟妹」、「その他」
選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄姉」、「弟妹」、「その他」		
「②漢字氏名」欄	<p>・「父」「母」欄に、それぞれ父母の氏名を記入します。 (注2) 親権のある父・母は別居していても原則同一生計と見なします(記入が必要)。 (注3) 父(母)の再婚相手と同居している場合、原則同一生計と見なします(記入が必要)。 (注4) 行方不明、意識不明等の特殊な事情がある場合は同一生計から除外できる場合があります。</p> <p>・父母以外の家族の氏名を記入します。 (注5) 同一生計ではない親族(独立して生活している人(兄姉など))は記入不要です。</p>		
「③年齢」欄	<p>・奨学金申込時点の年齢を記入します。</p>		
「④生計維持者」欄	<p>・原則父母2名が生計維持者となるため、あらかじめ○を印字しています。 (注6) 父母2名ともいない場合は、あなたの生計を維持している主たる人(1名)が生計維持者となります。 (注7) 社会的養護を必要とする人に該当する場合は、あなた自身が生計維持者となります。</p>		

本人以外の小学校～大学院に在学中の家族や小学校入学前の家族(弟・妹等)がいる場合は以下も記入

「⑤学校設置者」欄	<p>・就学者は「国公立」または「私立」を選択します。</p> <p>・小学校入学前の家族は「就学前」を選択します。</p>
「⑥学校種別」欄	<p>・【<u>家族分類チェック表</u>】の下にある選択肢から該当する学校を記入します。</p>
「⑦通学形態」欄	<p>・「自宅」または「自宅外」を選択します。</p>



小学校～大学院に在学中の家族や小学校入学前の家族(弟・妹等)については、あなた以外に6人までスカラネットに入力できます。

【家族分類チェック表】



	①続柄	②漢字氏名		③年齢	④生計維持者	就学者・就学前の家族						
		姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)			⑤学校設置者 (該当に○)			⑥学校種別 (下記から選択して記入)	⑦通学形態 (該当に○)		
						国立	私立	就学前		自宅	自宅外	
1	本人											
2	父				○							
3	母				○							
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												



記入しきれない場合（15人以上）は記入できる範囲で記入し、下記の家族人数記入欄に、記入できなかった家族も含めた人数を記入してください。

●「⑥学校種別」の選択肢

学校種別	・小学校	・中学校	・高等学校
	・高専（1～3年次）	・高専（4・5年次・専攻科）	
	・専修学校（高等課程）	・専修学校（専門課程）	
	・短期大学	・大学	・大学院
	・幼稚園その他（小学校入学前）	←「就学前」の人の場合に選択	

●家族人数を記入



上の【家族分類チェック表】で確認した家族の人数を記入します。なお、【家族分類チェック表】に記入しきれないあなたと同一生計の家族がいる場合には、その家族も含めた人数を記入してください。

家族人数	「本人」	+	「本人」以外の家族の人数	=	人
------	------	---	--------------	---	---

Ⅱ 申込内容の確認

④生計維持者の情報

●生計維持者の情報を選択・記入

15ページの【家族分類チェック表】で確認した「生計維持者」について記入しましょう。**入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。**正確に記入・入力しましょう。

生計維持者人数 (15ページの【家族分類チェック表】で確認した人数を選択)	<input type="checkbox"/> 1名 <input type="checkbox"/> 2名
--	---

	生計維持者①		生計維持者②	
続柄 (注1)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母		<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父	
	<input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他			
漢字氏名	姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)	姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)
カナ氏名	姓 (15文字まで)	名 (15文字まで)	姓 (15文字まで)	名 (15文字まで)
生年月日	(西暦) 年 月 日		(西暦) 年 月 日	
2022年1月1日時点の生活保護の受給(注2)	<input type="checkbox"/> はい (受給していた) <input type="checkbox"/> いいえ (受給していなかった)		<input type="checkbox"/> はい (受給していた) <input type="checkbox"/> いいえ (受給していなかった)	



(注1) 続柄は、父・母の2名の組合せ、父または母を1名、父母以外の人を1名のいずれかの選択になります。義父(母)または養父(母)となる場合は、「父(母)」を選択してください。

(注2) 2022年1月1日時点で生活保護を受給していた場合、世帯主でなくても生活保護世帯に属していた人は「はい(受給していた)」を選んでください。

●生計維持者が1人となる理由 (生計維持者が父・母2名でない人のみ選択)

上記にて生計維持者の人数を1人と選択した人は、父・母2名とならない理由を選択しましょう。

理由	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚等 (離婚調停中、DVによる別居中、未婚等を含む) により別生計 <input type="checkbox"/> 生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通不可 <input type="checkbox"/> 申込者 (学生本人) が結婚しており配偶者に扶養されている
----	---



・JASSOでの審査にて疑義が生じた場合、理由を証明する書類の提出を求める場合があります。

・父母が健在で専業主婦(夫)の場合も、生計維持者として申告が必要です。

・後日申告漏れが発覚し生計維持者を追加することになる場合は、結果の通知が大幅に遅れる場合があります。

●資産

あなた(申込者)と生計維持者の資産を記入しましょう(1万円未満は切り捨て)。

あなた	生計維持者①	生計維持者②	合計
万円	万円	万円	万円



申告の対象となる資産の範囲は次のとおりです(土地・建物等の不動産は含みません)。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

・現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)

・預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)

※有価証券や投資信託は時価で換算してください。

・満期や解約により現金化した保険(満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません)。

Ⅲ 必要書類の準備

①必要書類一覧

申込内容の確認が終わったら必要書類の準備をします。申込みに必要な書類は全員提出が必要な書類、該当者のみ提出が必要な書類があります。

必要となる書類の提出が不足している場合、結果の通知が大幅に遅れる場合があります。

記号	提出する人	提出する書類		コピーの提出	発行元	参照ページなど		
A	全員	「給付奨学金確認書」【様式①】		不可 (注)	申込者が作成	18ページ		
B	該当者 (外国籍の人)	いずれか1点	特別永住者証明書	可	出入国在留 管理局	12ページ		
			在留カード	可				
			住民票の写し	不可	市区町村			
C	該当者 (社会的養護が 必要な人)	いずれか1点	在籍証明書	可	在籍施設 児童相談所	1・14ページ		
			児童(里親)委託証明書					
D	全員	「マイナンバー提出書」		不可	申込者及び 生計維持者が 作成	「マイナンバー提出書」のセット(水色封筒)に入っている【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法をよく読み、必要な書類を準備してください。		
E		番号確認書類		可	官公署・ 市区町村			
F		身元確認書類		可	学校等			
G	該当者 (マイナンバーを 提出できない人)	「マイナンバー代用書類提出台紙」 【様式②】		可	申込者または 生計維持者が 作成	19ページ		
H		マイナンバー代用書類	2022年度(非)課税証明書		可	市区町村	19ページ	
I			生活保護受給証明書		可	市区町村	19ページ	
J			海外居住者	「年収等の実績計算書」 【様式③】		可	申込者または 生計維持者が	21・23ページ
K				「海外居住者のための 収入等申告書」		可	作成	21ページ
L				収入等の証明書		可	勤務先、居住国 の公共機関	21・22ページ

(注) 「給付奨学金確認書(様式①)」は、様式を両面コピーして使用いただくことはできますが、署名後にコピーしたものは認められません。

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

【様式①】



(JASSO 審査用)

2023 年度 給付奨学金予約用

給付奨学金確認書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）をインターネットから申し込むにあたり、2023年度進学予定者用給付奨学金案内に記載の内容を確認し、関係法令上、貴機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、私の国籍又は在留資格並びに生計維持者及び私の生計維持者の資産の状況が記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振や性行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、給付奨学金を受給することとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学金の貸与を受けているときは、当該第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づく月額（複数あるときは機構の定める額）となることに同意します。

毎年度貴機構が行う適格性の審査等により新しい給付奨学金の支給額が見直された場合においても、私が貴機構の第一種奨学生であるときは、当該第一種奨学金の貸与月額が、法令等の規定に基づき増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。

私と私の生計維持者が貴機構にマイナンバーを提出しているときは、貴機構が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報等を利用することに同意します。

Table with 2 main columns: 受付番号 (Application Number) and 記入年月日 (西暦) (Entry Date in Gregorian Calendar). The application number is 101.

※受付番号はスカラネットによる申込入力完了後に発行される番号です。必ず記入してください。

Main application form with fields for: 学校名 (School Name), 学年 (Year), 組 (Group), 出席番号 (Attendance Number), フリガナ (Kana), 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 性別 (Gender), 現住所 (Current Address), 電話番号 (Phone Number), 国籍又は在留資格 (Nationality or Status of Residence). Includes instructions for selecting 'Japan' or 'Foreign' and a list of residence statuses.

Table for 生計維持者 (Financial Maintainer) with 2 rows. Each row includes fields for: 申込者との続柄 (Relationship), フリガナ (Kana), 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 現住所 (Current Address), 電話番号 (Phone Number). A summary row at the bottom states: 本人与生計維持者の資産の合計額 (Total Assets of Applicant and Financial Maintainer) 2,000万円未満 (Under 20 million yen).

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、文部科学省、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。申込後、給付奨学生採用候補者とならなかった場合は、この確認書は無効となります。なお、給付奨学生採用候補者とならなかった場合も含め、提出された書類は返却しません。

1. 給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたの世帯の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要なに応じて提供されます。

【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円未満であること

【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1） ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※2） 支給額算定基準額^{★1} = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) ^{★2} (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	17,000円
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円	
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円	

（注1）自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。また、当初は自宅通学の月額が振り込まれ、自宅外通学である証明書類の審査完了後、その反映月に、自宅外通学が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

（注2）生活保護世帯（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

（注3）通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

（注4）給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借用金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

【支給中の適格認定】

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定（適格認定）が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

①学業成績が次のいずれかに該当する場合、「廃止」となり、奨学金の支給が打ち切られます。（学業成績不振が著しい場合や懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

（1）修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合

（2）修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。②に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下の場合

（3）履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると学校が判断した場合

（4）②に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合

②学業成績が次のいずれかに該当する場合、「警告」となります。

（1）修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合（①（2）に該当するものを除く）

（2）GPA（平均成績）等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合

（3）履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると学校が判断した場合

また、奨学金支給期間中、毎年度、機構があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は採用前に辞退した場合には、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。

【様式②】



(JASSO 審査用)

マイナンバー代用書類 提出台紙

【様式②】



(JASSO 審査用)

この様式は、海外に居住しているためマイナンバーをお持ちでない人等が、マイナンバーで取得する情報の代わりに必要となる証明書類を提出する場合に使用します。

※マイナンバーカードを作成していない場合は、マイナンバーが記載されている「住民票」や「通知カード」でマイナンバーを提出してください。

※マイナンバーが提出できない場合も、マイナンバー提出書は提出が必要です。

提出できない本人又は生計維持者のマイナンバー欄に、提出できない旨とその理由を記載のうえ、提出してください（19ページ）。

受付番号

- 1 0 1 -

申込者の氏名

マイナンバーを提出できない人
 (チェック) して氏名を記入

マイナンバーの代用書類
 (19・21・22ページで該当するものを確認)

提出書類
 チェック一覧

申込者本人

令和4(2022)年度(非)課税証明書

「年収等の実績計算書」(様式③)

「海外居住者のための収入等申告書」※

収入等の証明書類

生計維持者①

令和4(2022)年度(非)課税証明書

生活保護に係る証明書類

「年収等の実績計算書」(様式③)

氏名： _____

「海外居住者のための収入等申告書」※

収入等の証明書類

生計維持者②

令和4(2022)年度(非)課税証明書

生活保護に係る証明書類

「年収等の実績計算書」(様式③)

氏名： _____

「海外居住者のための収入等申告書」※

収入等の証明書類

※「海外居住者のための収入等申告書」は1枚の様式で全員分の収入等を申告いただいて構いません。

○ 給付奨学金確認書【様式①】の記入例

「給付奨学金確認書」（以下、「確認書」）は、奨学金を申込むにあたり奨学金の制度・手続き等に関する定めに従うことについて確認、同意を確約する重要な書類です。

また、確認書の裏面は本冊子に記載されている内容です。本冊子をよく読んで理解したうえで、確認書を記入しましょう。



作成上の注意点

次の注意点をよく読んで作成してください。

なお、提出された確認書に不備があった場合、作成し直して再度提出していただきます。

- ① 様式をコピーして使用する場合は、**両面コピー**したものを使用してください。
 - ② 黒又は青の**消せないボールペン**で記入してください。
 - ③ **住所は省略せずに**記入してください（住民票に関わらず、**現在住んでいる住所**を記入）。
 - ④ 署名は、**住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧に**おこなってください。
 - ⑤ 記入を誤った場合は、**二重線で消し余白に正しく書き直**してください。**訂正印は不要**です。
- なお、**修正液や修正テープを使用しない**でください。

記入例

受付番号				記入年月日（西暦）																			
1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	0	1	-	0	0	0	0	1	2022	年	5	月	1	日
※受付番号はスカラネットによる申込入力完了後に発行される番号です。必ず記入してください。																							
申込者（生徒）	学校名				学年		組		出席番号														
	日本学生高等専門学校				3		A		6														
	フリガナ		ショウガク マナブ																				
	氏名		(自署) 奨学 まなぶ																				
	生年月日		(西暦) 2004年 4月 30日				性別（任意）		男・女														
現住所		〒123-4567 東京都新宿区1-1-92				電話番号		080-0000-0000															
国籍又は 在留資格 【該当を ○で囲む】		<input checked="" type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外 <small>「日本国籍以外」を選択した人は該当する在留資格を○で囲んでください。</small> <small>①法定特別永住者 ・ ②永住者 ・ ③日本人の配偶者等 ・ ④永住者の配偶者等 ・ ⑤定住者(永住の意思がある者に限る)</small> <small>※③～⑤の該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月 ）</small>																					
生計維持者	申込者との続柄		父		フリガナ		ショウガク カズミ		ショウガク イチロウ														
					氏名		奨学 和美		奨学 一郎														
	生年月日		(西暦) 1970年 5月 3日																				
	現住所		〒123-4567 ※「同上」などで省略不可 東京都新宿区1-1-92				電話番号		090-0000-0000														
	申込者との続柄		母		フリガナ		ショウガク カズミ																
				氏名		奨学 和美																	
生年月日		(西暦) 1973年 2月 11日																					
現住所		〒123-4567 ※「同上」などで省略不可 東京都新宿区1-1-92				電話番号		070-0000-0000															
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）																					

受付番号はスカラネットによる申込入力完了後に表示されます。**必ず記入してください。**

あなたの国籍と、外国籍の場合は在留資格・在留期限等を記入してください。

記入を誤った場合は二重線で消し余白に正しく書き直してください（訂正印不要）。

本人および生計維持者の資産合計額が基準内であること（本冊子5ページ参照）を確認し、生計維持者の情報を記入します。

Ⅲ 必要書類の準備

③マイナンバーを提出できない場合

マイナンバーを提出できない場合、マイナンバーで取得する情報の代わりに証明書類を提出する必要があります。

1. マイナンバー提出書類【JASSOに直接郵送】



● 「マイナンバー提出書」(水色封筒「マイナンバー提出書セット」に入っているもの)

提出できない生計維持者のマイナンバー欄に「〇〇(提出できない理由)のため提出できません」と記入のうえ(※)、**その他の人は自署し、番号確認書類および身元確認書類を添付して提出します。**

※ あなた(申込者本人)が記入してください(下記の記入例をご参考ください)。

● あなたの住民票の写し(コピー可)《あなた(申込者本人)が提出できない場合のみ》



2. マイナンバーに代わる提出書類【学校に提出】(マイナンバーを提出できない人の分のみ)

提出が必要な人	必要な書類
マイナンバーを提出できない人 全員	「マイナンバー代用書類 提出台紙」【様式②】
	「2022年度 所得(課税)証明書」または「2022年度 非課税証明書」 ※ 以下の項目の記載があるもの ① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 税額調整額 ④ 扶養親族数 ⑤ 控除等に係る本人該当区分 ⑥ 合計所得金額 ⑦ 総所得金額等 ⑧ 税額控除前所得割額 海外居住等により(非)課税証明書・所得証明書が取得できない場合 ※ 2022年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった場合、課税証明書・所得証明書は取得できないため、代わりに、21・22ページで案内している書類を提出してください。
生活保護受給者	「生活保護受給証明書」※ 2022年1月1日時点で受給していたことがわかるもの



- ① いずれもコピーでの提出が可能です。
- ② 「2022年度 所得(課税)証明書」または「2022年度 非課税証明書」はお住まいの市区町村より発行を受けてください。

マイナンバーを提出できない場合

海外居住等のためマイナンバーを提出できない人は、「マイナンバー提出書」のマイナンバー欄に「海外居住のため提出できません」と記入し(※)、

申込者本人および国内にいる生計維持者はマイナンバーを提出します。

※ 提出できない人の欄はあなた(申込者本人)が記入してください。

※ マイナンバーを提出できない場合の必要書類は、上記のとおりです。

ただし、所得(課税)証明書については、2022年1月1日時点で日本国内に居住していなかった(日本国内に住民票がなかった)場合は取得できませんので、代わりに、「収入等に関する追加書類」(21ページ)の提出書類が必要です。

マイナンバー提出書 令和5年度 大学等予約採用申込書

申込ID YD22***** パスワード ***** QRコード

申込者本人(生計維持者)

氏名(姓)	奨学 まなぶ	性別	男
マイナンバー	*****	生年月日	2004年 4月 30日
生年月日	2004年 4月 30日	現住	東京都 東区 1-1-92
電話番号	080-0000-0000	学校名	日本学生高等専門学校

生計維持者①

氏名(姓)	奨学 一郎	性別	男
マイナンバー	*****	生年月日	昭和 45年 5月 3日

生計維持者②

氏名(姓)	奨学 和美	性別	女
マイナンバー	*****	生年月日	昭和 48年 2月 11日

○ マイナンバー代用書類 提出台紙【様式②】の記入例

SAMPLE マイナンバー代用書類 提出台紙

この様式は、海外に居住しているためマイナンバーをお持ちでない人等が、マイナンバーで取得するに代用します。

- ・マイナンバーを提出できない人にチェックをつけます。
- ・生計維持者については氏名も記入します。

※マイナンバーが提出できない場合も、**マイナンバー提出書は提出が必要です。**

提出できない本人又は生計維持者のマイナンバー欄に、提出できない旨とその理由を記載のうえ、提出してください（19ページ）。

受付番号 **1 2 3 4 5 6 7 8 - 1 0 1 - 0 0 0 0 1**

申込者の氏名 **奨学 まなぶ**

マイナンバーを提出できない人 ✓（チェック）して氏名を記入	マイナンバーの代用書類 （19・21・22ページで該当するものを確認）	提出書類 チェック欄
□申込者本人	令和4（2022）年度（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>
	「年収等の実績計算書」（様式③）	<input type="checkbox"/>
	「海外居住者のための収入等申告書」※	<input type="checkbox"/>
	収入等の証明書類	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 生計維持者① 氏名： 奨学 一郎	令和4（2022）年度（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>
	生活保護に係る証明書類	<input type="checkbox"/>
	「年収等の実績計算書」（様式③）	<input checked="" type="checkbox"/>
	「海外居住者のための収入等申告書」※	<input checked="" type="checkbox"/>
□生計維持者② 氏名：_____	収入等の証明書類	<input checked="" type="checkbox"/>
	令和4（2022）年度（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>
	生活保護に係る証明書類	<input type="checkbox"/>
	「年収等の実績計算書」（様式③）	<input type="checkbox"/>
	「海外居住者のための収入等申告書」※	<input type="checkbox"/>
	収入等の証明書類	<input type="checkbox"/>

※「海外居住者のための収入等申告書」は1枚の様式で全員分の収入等を申告いただいて構いません。

提出する書類にチェックをつけます。
 記入例では、生計維持者①が海外居住のためマイナンバーを提出できないため、「年収等の実績計算書【様式③】」と「海外居住者のための収入等申告書」、「収入等の証明書」を提出することを表しています。

Ⅲ 必要書類の準備

④ 申込者や生計維持者が海外居住の場合

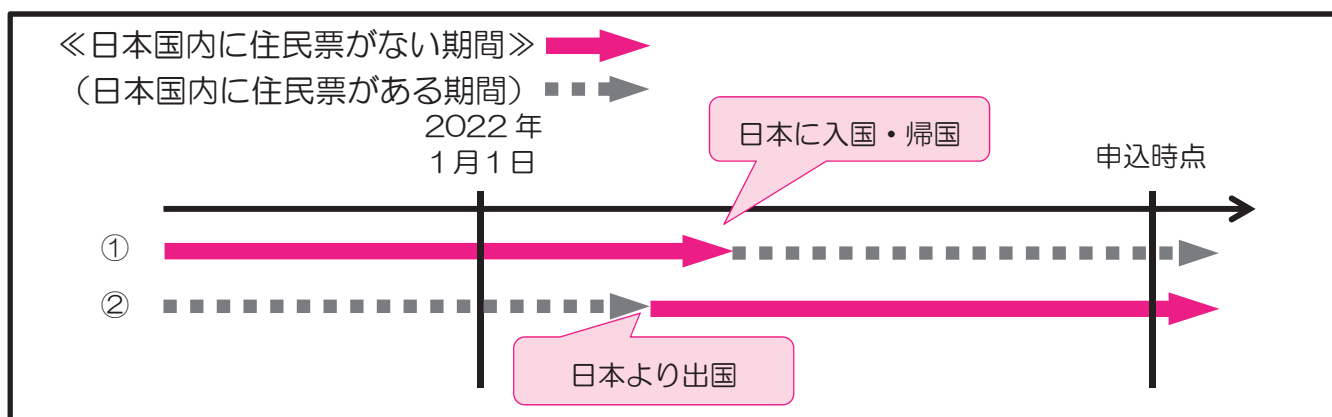
2022年1月1日時点で日本国内に住民票登録がないため日本国内で住民税が課税されていない場合、マイナンバーで必要な情報が取得できません。この場合は、追加で必要な提出書類があります。

1. 該当する人

2022年1月1日時点で日本国内に住民票登録が無かった申込者及び生計維持者



- ① 申込時点で日本へ帰国している場合でも、2022年1月1日時点で日本国内に住民票が無かった場合（下図の①）は該当します。
- ② 申込時点で日本国内に住民票が無くても、2022年1月1日時点で日本国内に住民票があった場合（下図の②）は該当しません。



2. 必要な提出書類

● マイナンバー提出書類【JASSOに直接郵送】

海外に居住している場合でも、「マイナンバー提出書」に自署することができ、必要な書類が用意できる人は、マイナンバーを提出してください（17ページ【D】【E】【F】）。

● 収入等に関する追加書類【学校に提出】

以下の①～③をすべて提出してください。

① 「年収等の実績計算書」【様式③】（23ページ）

2021年（1月～12月）の収入等の計算過程を明確にするための様式です。必要事項を記入したものを提出します。

② あなた（申込者本人）及びすべての生計維持者の収入等の証明書類（22ページ）

①で用意した「年収等の実績計算書」【様式③】にて申告した収入等の証明書類を提出します。書類の詳細については、22ページの「収入等の証明書類（海外居住者）」にて確認してください。

③ 「海外居住者のための収入等申告書」（下部のリンク先よりダウンロード）

2021年（1月～12月）の収入等を申告し、審査に必要な値を算出するための専用ツールです。次のJASSOのホームページよりダウンロードしてパソコン上で必要項目を入力し、印刷したものを提出します。国内居住者の方は、課税証明書より必要金額を入力します。

「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」（Excel）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/mynumber/kaigaikyoju.html>

※このツールには個人情報を入力します。共用のパソコン等でツールを使用する場合は、使用後のツールを共用のパソコン等に残さないよう取扱いには十分ご注意ください。



収入等の証明書類（海外居住者）



証明書類	必要書類の詳細	
	2022年1月1日時点で日本国内に 住民票がなかった人	左記に該当しない人 (国内居住の申込者本人・生計維持者)
2021年の 収入等の 証明書類	<p>2021年（1月～12月）の収入等として該当するいずれかの証明書類（コピー可）の提出が必要です。 （複数該当する場合はすべて） ※いずれも日本語訳を付記してください。</p> <p>・給与収入があった場合 2021年1月～12月まで（準備できない場合は2021年10月～12月まで）の給与明細書 もしくは事業所発行の年収証明書 ※年収証明書は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です。</p> <p>・公的年金等の収入があった場合 2021年の1年間の受給金額がわかる通知書等</p> <p>・給与・年金以外の所得があった場合 2021年1月～12月まで（準備できない場合は2021年10月～12月まで）の帳簿</p> <p>・無収入だった場合 居住国の公共機関が発行する2021年の1年間の無収入の証明書</p>	<p>「2022年度 所得（課税）証明書」 または「2022年度 非課税証明書」 ※ 以下の項目の記載が必要です。</p> <p>① 給与収入額（給与所得がある場合） ② 所得の内訳ごとの金額（給与以外の所得がある場合） ③ 無収入の場合は合計所得金額（0円）</p>
扶養等の 証明書類	<p>・戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）や、海外居住者以外の世帯構成等が分かる住民票の写し等 ※世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世帯構成員の居住地を明らかにするもの</p> <p>・ひとり親世帯に該当する場合は、ひとり親世帯の証明となる戸籍謄本等（婚姻暦がわかるもの）</p>	
障がい者控除 の証明書類	<p>（該当する人がいる場合のみ）障害者手帳のコピー等</p>	



- ① 生計維持者が海外で収入を得ている場合は 2021 年 1 月～12 月の収入証明書類の提出が必要です。
- ② 「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額（控除前の金額）です。
「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額です。
- ③ 無収入の場合は、居住国の公共機関が発行する無収入証明書の提出が必要です。
- ④ 扶養等の証明書類や障がい者控除の証明書類の添付が確認できない場合は、申告にかかわらず、該当者がいないものとして取り扱います。

○ 年収等の実績計算書【様式③】の記入例

生計維持者の2021年1月～12月までの収入・所得が以下のような場合の例

- ・2021年1月～8月・・・日本国内に居住し〇〇商店を営し営業所得があった
- ・2021年9月・・・就労しておらず無収入であった
- ・2021年10月～12月・・・海外に居住し給与収入があった

SAMPLE

分類	2021年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
会社名（事業名・屋号等）	金額 （年間計・現地通貨）						通貨単位					
① 給与（賞与 有・無）・ 営業 ・年金・無収入 〇〇商店	○	○	○	○	○	○	○	○				
	512,448						JPY（日本円）					
② 給与（賞与 有・無）・営業・年金・ 無収入 無収入									○			
	0						JPY（日本円）					
③ 給与 （賞与 有 ・無）・営業・年金・無収入 ×× Moter Co. Ltd										○	○	○
	20,000						US\$（USドル）					

<海外居住者のための追加書類チェックリスト>

- 「年収等の実績計算書」【様式③】に記入漏れはありませんか。
- 収入に関する証明書類（年収証明書又は給与明細書、帳簿等）のコピーは用意しましたか。
※無収入の場合、無収入を証明する書類が必要です。
- 日本語以外の言語の場合、和訳を作成しましたか。
- 課税証明書や所得証明書を用意している場合、年度誤りはありませんか。
※2022年度（2021年分）課税（所得）証明書です。
- ホームページより、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」をダウンロードし必要項目を入力したものを印刷しましたか。
- 世帯控除に関する書類（住民票、障害者手帳のコピーなど）は用意しましたか。

申込内容と必要書類の確認が終わった人は、スカラネットにログインし、本冊子の12～16ページにあらかじめ記入した内容を見ながら入力を進めてください。16桁の受付番号が表示されたら入力完了です。

1. 入力前の確認

スカラネット入力を始める前に、次のことを確認しましょう。

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	●入力画面は、セキュリティ上1画面あたり30分以内という制限時間があります。 12～16ページの記入を完了させ、スムーズに入力する準備・確認ができていますか。
<input type="checkbox"/>	●スカラネット入力後は、入力内容に誤りがあった場合、手続きに時間がかかります。 (項目によっては、もう一度申込手続きをやりなおす必要があります。) 12～16ページの記入内容に間違いがないことを確認しましたか。
<input type="checkbox"/>	●スカラネット入力後は、1週間以内に「マイナンバー」を提出する必要があります。 マイナンバーの提出に必要な書類(17ページ【D】【E】【F】)は用意できていますか。

2. 受付時間と動作環境

- 受付時間 **8:00～25:00** (24:00～25:00は翌日受付扱い)
(最終締切日の受付時間は8:00～24:00)
- 動作環境 **PC・スマートフォン・タブレットのいずれからでも入力が可能です。**
OS : Microsoft Windows 8.1、10、11、
iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上
ブラウザ: Microsoft Edge、
Mobile Safari、Android用モバイル版Google Chrome
※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。
※ 推奨する詳細な製品名等は、スカラネットのトップページを参照してください。
- 対応文字 Windows-31J (JIS第一・第二水準を含む) の文字が入力できます。
※エラーになった場合は、**通用字体に替えて(通用字体が無い場合はひらがなで)入力**してください。

3. スカラネットにアクセス


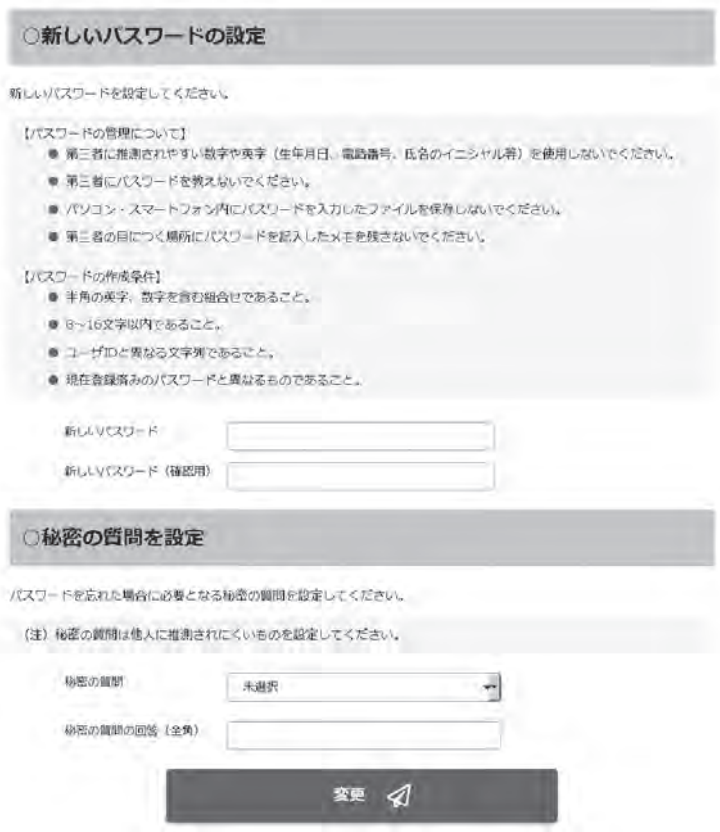

次のURL又はQRコードにてスカラネットのログインページへアクセスしてください

<https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>



4. ログイン  

スカラネットへのログインには、あなたが本冊子の11ページに記入した2組のID・パスワードが必要です。なお、初回ログイン時にはマイナンバー提出書に記載されている初期パスワードについて任意のパスワードへの変更が必要です。申込内容や審査状況、選考結果確認のためスカラネットへ再ログインする際に必要となるため、変更後のパスワードを11ページに必ずメモしておいてください。

<p>①マイナンバー提出書に記載されている申込ID・パスワードでログインします。</p>	
<p>②新しいパスワードに変更し、パスワードを忘れてしまったときに使用する秘密の質問を設定します。</p> <p>※1新しいパスワードに変更したら、忘れないように、本冊子の11ページに変更後のパスワードをメモします。</p> <p>※2パスワードを忘れてしまった場合は、スカラネットログイン画面にある「パスワードをお忘れの方はこちら」からパスワードの再設定を行ってください（30ページ）。</p>	
<p>③学校から渡される識別番号とパスワードを入力します。</p>	

※画面は開発中のものであり、今後予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

7. 入力内容に誤りがあった場合

スカラネットに誤って入力した場合は、再度スカラネットにログインすることで申込内容の訂正を行うことが可能です。下表のとおり**訂正可能な項目は受付番号発行後の経過期間によって異なります**ので注意してください。

なお、奨学金は申込時点の状況で審査・選考を行いますので、申込後に変更となった内容については、訂正する必要はありません。

項目・訂正内容	訂正期間A (受付番号発行日の翌日から 5日間)(注1)	訂正期間B (訂正期間Aの経過後) (注2)
あなた自身の情報・家族に関する情報等 ※申込時点で入力を誤った場合：訂正手続きが必要 申込後に変更となった場合：訂正手続き不要	訂正可	<u>一部</u> 訂正可



(注) 訂正期間Bでは一部項目の訂正が可能です。訂正可能な項目については、スカラネットにログインして確認することができます。なお、訂正可能な項目でも機構での審査により訂正が認められない場合があります。あらかじめご承知おきください。

生計維持者の氏名に誤りがあった場合

スカラネットで入力した生計維持者とマイナンバー提出書で提出した生計維持者の氏名に相違がある場合、不備となり、JASSO よりあなたへ連絡します。

入力内容に誤りがある場合は、スカラネットより申込内容の訂正を行ってください。


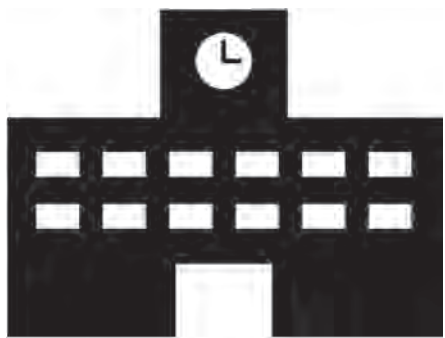
なお、訂正内容の反映には時間を要する場合があります。すでに訂正を行っていても、JASSO より不備の連絡をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 受付番号の記入

提出する書類の「受付番号」欄に、26ページに控えておいた「受付番号」を記入します。

2. 提出書類の仕分け・提出

提出する書類を次のとおりに仕分けます。

	マイナンバー提出書類 (JASSOに直接郵送する書類)	マイナンバー提出書類以外の書類 (学校に提出する書類)
① 仕分け	(全員提出が必要な書類) ● 「マイナンバー提出書」 ● 番号確認書類 ● 身元確認書類	(全員提出が必要な書類) ● 「給付奨学金確認書」【様式①】
	(該当者のみ提出が必要な書類) ○ 申込者本人の住民票	(該当者のみ提出が必要な書類) ○ 「確認書」の署名に関する追加書類 ○ 申込資格に関する証明書類 ○ 社会的養護に関する証明書類 ○ マイナンバーに代わる提出書類 ○ 海外居住者の追加書類
② 仕上げ	マイナンバー提出専用封筒に封入 (水色封筒)	上の順に重ねてホチキス留め (左2点留め) ※複数枚の書類がある場合
③ 提出	郵便局から簡易書留で JASSO へ郵送 	学校に提出 
	期限 スカラネット入力完了後 1 週間以内	学校の定める期限

- ※ マイナンバー提出書類の詳細は、マイナンバー提出書類のセット（水色封筒）に入っている「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」（説明資料）を確認してください。
- ※ 誤って「マイナンバー提出書類を学校へ提出」したり、「マイナンバー提出書類以外の書類を機構へ郵送」するなど、**提出先を誤った場合にはそれぞれ再提出が必要**となります。

これで、申込み手続きはすべて完了です。
JASSO で審査・選考をおこない、結果を学校に送付します（結果は学校から受け取ります）。

1. 申込内容や審査状況の確認



申込後（受付番号発行後）にスカラネットへログインすることで申込内容や審査状況などを確認することができます。



スカラネットログイン用のIDとパスワードを忘れてしまった場合の対応方法については、次のページを参照してください。



※ 画面は開発中のものであり、今後予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

2. 提出書類等に不備がある場合

あなたが提出した書類に不備や不足があったり、JASSOでの審査において申告内容に疑義が確認された場合には、次のとおりJASSOからあなたへ照会します。

照会には回答期限を設けています。**期限までに回答を確認できない場合には不採用として結果を通知する場合があります**ので、照会内容を確認のうえ、必ず期限までに回答を提出してください。

●マイナンバー提出書類に不備がある場合

JASSOからあなたへ直接照会を行います。あなたがスカラネットに登録した住所へ簡易書留で照会票を郵送します。照会票には不足している書類等を記載していますので、書類を調べて期限までに提出してください。また、マイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）より、お電話にて照会を行う場合もあります。

●マイナンバー以外の書類に不備がある場合やスカラネット申告内容に疑義がある場合

JASSOから奨学金を申し込んだ高等専門学校を通して照会票を郵送します。照会票には不足している書類等を記載していますので、書類を調べて期限までに提出します。



提出先は照会票にてご案内します。なお、マイナンバー提出書類とは提出先が異なります。提出先を誤って郵送した場合、書類の再提出が必要となります。

3. 選考結果の確認

JASSOではあなたのスカラネットでの申告内容や提出書類について審査を行い、選考できる状態になった人から順次選考を行います。

なお、**提出された書類等に不備がある場合には、結果の通知時期が大幅に遅れる場合があります**ので、あらかじめご留意ください。

●選考結果の通知時期

奨学金の申込時期により異なりますので、学校へ確認してください。

●選考結果の確認方法

予約採用の申込みを行った高等専門学校を通して「採用候補者決定通知」または「選考結果通知」を交付します。また、スカラネットから選考結果を確認することができます。

「採用候補者決定通知」は進学時の手続きに必要になりますので、紛失しないよう厳重に保管してください。

●誤って「採用候補者決定通知」を紛失してしまった場合

学校を通して交付する**「採用候補者決定通知」の再発行はできません。**

ただし、スカラネットから簡易版の通知を印刷することができますので、**万が一紛失してしまった人はスカラネットから簡易版の印刷**を行い、進学先等での手続きに利用してください。

スカラネットログイン用の申込 ID・パスワードを忘れた場合

スカラネットへログインするためには、あなたが本冊子 11 ページにメモをした「申込 ID」と「パスワード」が必要です。万が一、忘れてしまった場合には 25 ページであなたが設定した「秘密の質問」を使いログインできる場合があります。

①「申込 ID」を忘れてしまった場合

学校に相談し「申込 ID」を教えてください。

②「申込 ID」と「パスワード」を忘れてしまった場合

学校に相談し、「申込 ID」を教えてください。スカラネットログイン画面にある「パスワードをお忘れの方はこちら」ボタンを押し、パスワードの再設定を行ってください。

なお、パスワードを再設定するためには、25 ページで設定した「秘密の質問」が必要です。

③「申込 ID」と「パスワード」と「秘密の質問」のすべてを忘れてしまった場合

学校へ相談してください。

奨学金が不要になった場合

決定した奨学金は必ず利用しなければならない訳ではありません。不要になった場合は進学時の手続きを行わなければ辞退したものと扱います（決定した奨学金の一部のみ辞退もできます）。

なお、どうしても申込手続きをやめたい場合はスカラネットにて申込辞退の手続きを行ってください。

※申込みをやめる場合でも、**一度提出された書類の返却はできません**のであらかじめご承知おきください。

Ⅶ 進学後の手続き

①申込みから支給終了までの流れ

進学前

申込者

春～ 申込み

高等専門学校から必要書類を受け取り、提出期限等を確認します。
インターネットで申込情報を入力し、必要書類を高等専門学校に提出します。

春～ マイナンバーの提出

インターネットでの申込み後、1週間以内にあなたと生計維持者のマイナンバー提出書類を「提出用封筒」を使用して JASSO に簡易書留で郵送します。

秋～冬 採用候補者決定

採用候補者となった人には、高等専門学校を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

採用候補者

進学後

春～ 進学（2023年4月以降）

- 「進学届」の提出
インターネットで「進学届」を提出します。

- 採用決定、奨学金の振込開始
「進学届」の提出確認後、奨学金の振込みが始まります。

（毎月の奨学金の振込み）

- 在籍報告（毎年：4月、7月、10月）
- 適格認定（家計）（毎年秋）
- 「奨学金継続願」の提出（毎年冬）
- 適格認定（学業成績等）（毎年学年末★）

※奨学金支給中も、マイナンバーより取得した収入・所得の情報等による支援区分の見直しを行います。

（奨学金支給中）

★修業年限が2年以下の短大・専修学校（専門課程）等については毎年学年の半期ごとに行います。

※適格認定（家計）の結果により、支給額の見直しなどを行います。
※この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、支給されなくなったりする可能性があります。

奨学生

支給終了（卒業）

Ⅶ 進学後の手続き

②進学後の手続き

1. 「進学届」の提出

進学後（2023年4月以降）、インターネット（スカラネット）より「進学届」を提出します。自宅外月額の支給を受ける者は、「自宅外通学であることの証明書類」を進学先に提出します。



- ① 採用候補者となっても「進学届」を提出しなければ給付奨学生として採用されません。
- ② 自宅外月額の振込みは「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の返金が必要となる場合があります。その場合、返金が確認できるまで、支給の再開はできません。

2. 適格認定（家計）【毎年】

奨学金支給期間中、毎年、機構が、あなたと生計維持者の所得、住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）や、あなたが報告した資産額に基づき、家計基準（5ページ）の支援区分の見直しを行います。



- ① 確認の結果、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。
- ② 事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、所得に関する書類を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3. 適格認定（学業成績等）【毎年】

在学校により学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。



次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られることがあります。また、懲戒による退学処分などの場合も、返還が必要になることがあります。

- (1) 退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
- (2) 下表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 取得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア：確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準であること。 イ：社会的養護を必要とする者で、確認等大学における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

※ 取得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

4. 在籍報告【毎年】

在籍状況や通学形態等について、定期的（毎年4月、7月、10月）にインターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については支給月数から減じられることがありますので、報告期限を在学校に確認のうえ、期限内に報告するようにしてください。

5. 給付奨学金継続願の提出【毎年】

給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年1回、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて機構へ提出します。期限までに提出がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って、提出することで支給が再開されますが、止まっていた期間については支給月数から減じられることがありますので、提出期限を在学校に確認のうえ、期限内に提出するようにしてください。

なお、継続を希望しない場合、給付奨学金の振込みは止まりますが、給付奨学生としての認定は受け続けることとなります。そのため、在籍報告や次年度の給付奨学金継続願の提出が必要です。また、第一種奨学金を併せて利用している場合は、貸与月額が調整され続けます。

※その他必要な手続きについては、採用候補者となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先の学校にお問い合わせください。

申請～認定まで

1. 申請時期

原則、毎年春及び秋に学校で募集を行います。申請時期は学校で定めているため、進学後、進学先の学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2. 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです（3 ページ）。

3. 減免額（年額）

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：5 ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まる下表の金額が授業料等減免の上限額（年額）となります。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
		入学金	授業料	入学金	授業料
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	84,600 円	234,600 円	130,000 円	700,000 円
	第Ⅱ区分	56,400 円	156,400 円	86,700 円	466,700 円
	第Ⅲ区分	28,200 円	78,200 円	43,400 円	233,400 円
大学	第Ⅰ区分	282,000 円 (141,000 円)	535,800 円 (267,900 円)	260,000 円 (140,000 円)	700,000 円 (360,000 円)
	第Ⅱ区分	188,000 円 (94,000 円)	357,200 円 (178,600 円)	173,400 円 (93,400 円)	466,700 円 (240,000 円)
	第Ⅲ区分	94,000 円 (47,000 円)	178,600 円 (89,300 円)	86,700 円 (46,700 円)	233,400 円 (120,000 円)
短期大学	第Ⅰ区分	169,200 円 (84,600 円)	390,000 円 (195,000 円)	250,000 円 (170,000 円)	620,000 円 (360,000 円)
	第Ⅱ区分	112,800 円 (56,400 円)	260,000 円 (130,000 円)	166,700 円 (113,400 円)	413,400 円 (240,000 円)
	第Ⅲ区分	56,400 円 (28,200 円)	130,000 円 (65,000 円)	83,400 円 (56,700 円)	206,700 円 (120,000 円)
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	70,000 円 (35,000 円)	166,800 円 (83,400 円)	160,000 円 (140,000 円)	590,000 円 (390,000 円)
	第Ⅱ区分	46,700 円 (23,400 円)	111,200 円 (55,600 円)	106,700 円 (93,400 円)	393,400 円 (260,000 円)
	第Ⅲ区分	23,400 円 (11,700 円)	55,600 円 (27,800 円)	53,400 円 (46,700 円)	196,700 円 (130,000 円)

(注1) 「入学金」の減免は、入学後3ヶ月以内に在学期に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。

(注2) カッコ内は、夜間制の減免額です。

(注3) 私立の大学、短大、専修学校（専門課程）の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専修学校（専門課程）においては、通信課程は現在開講されていません）。

(注4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

4. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の要件（基準）と同じです（4～7 ページ）。

5. 申請手順等

学校から申込関係書類を受け取り、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に記入し、学校へ提出します。

認定後の手続き

1. 適格認定（家計）

支援期間中は、毎年、家計基準（5ページ）による支援区分の見直しを行います。

※給付奨学金の適格認定と同じです（32ページ参照）。



確認の結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

2. 適格認定（学業成績等）

在学する学校で、学業成績などの基準に関する判定を行います。



判定の結果授業料減免の支援が打ち切られたり、警告を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。

打ち切りの基準は給付奨学金と授業料減免で同じです（32ページ参照）。

3. 継続願の提出

年間2回（4月、10月頃）適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。在学している学校が定める継続願を学校へ提出してください。



継続願の提出がないときは、授業料減免の支援が止まります。

～ご案内～

ホームページの便利なコンテンツ

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシュミレーションツールです。



● 「奨学金相談サイト」

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。お電話でのお問い合わせの前に、是非ご活用ください。



申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」

「用意する書類が分からない」

「生計維持者が海外に長期間滞在しているのでマイナンバーを受け取っていない」



0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネット（スカラネット）により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。